

藤沢市都市農業振興基本計画（素案）策定の概要書

藤沢市都市農業振興基本計画（素案）について、前計画からの変更点を中心に
ご説明させていただきます。

1. 全体の主な変更点について

全体を通じた主な変更点は次の4点です。

- (1) 前計画では、第1章から第6章で構成されていましたが、第4章「藤沢市の農業の将来像」と第5章「藤沢市農業推進施策の展開方向」を統合し、本計画では、第4章「新たな藤沢市の農業の将来像と基本方針」としています。また、第4章の中で、主な取組についても触れています。

(前計画の構成)

第1章 計画策定の基本的考え方
第2章 都市農業を取り巻く環境
第3章 藤沢市の農業
第4章 藤沢市の農業の将来像
第5章 藤沢市の都市農業推進施策の展開方向
第6章 計画推進のために



(本計画の構成)

第1章 計画策定の基本的な考え方
第2章 都市農業を取り巻く環境
第3章 藤沢市の農業
第4章 新たな藤沢市の農業の将来像と基本方針
第5章 計画推進のために

- (2) 和暦表記を西暦・和暦の併記にしました。
(3) 文字サイズを12フォントに変更しました。(タイトル及び図表を除く。)
(4) 用語解説を追加しました。

2. 「第1章 計画策定の基本的な考え方」について

(1) 「1 計画策定の趣旨」について

2015年（平成27年）4月に都市農業振興基本計画が策定され、同法第9条の規定に基づき2016年（平成28年）5月に国が都市農業振興基本計画を策定しました。同法第10条では地方公共団体は、国の計画を基本として、地方計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本市では、2016年（平成28年）9月に「藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会」を設置し、2017年（平成29年）3月に藤沢市都市農業振興基本計画を策定しました。

本市の計画の期間は、2020年度までとしていましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で協議会を開催することが困難であったため、今年度、新たな計画を策定するものです。

なお、計画の策定にあたり、「SDGs」や国が示す「みどりの食料システム戦略」、「農業のデジタルトランスフォーメーション」等の考え方を取り入れています。

(2) 「2 計画の位置付け」について

本計画を基本法第10条に基づく地方計画であることを明記し、図1-1計画の位置付けを追加しています。

その他、総合指針を2024に変更しています。

(3) 「3 計画の期間」について

SDGsの目標設定が2030年までであること、また、「みどり食料システム戦略」が2050年までの長期計画であることから、計画の期間を2031年度までの10年間に変更し、今後の社会情勢の変化や国・県の制度改正等により、中間年度に見直しを行うものとしています。

(4) 「4 都市農業の定義」について

都市農業振興基本法では、「市街地及びその周辺において行われる農業」を都市農業と定義していますが、神奈川県では県内全域で営まれる農業を都市農業としており、本市においても市内全域で営まれる農業を都市農業と定義しています。

3. 「第2章 都市農業を取り巻く環境」について

(1) 「1 都市農業の現状」と「2 都市農業の転換期」については、前計画から大きな変更はありません。

(2) 「3 都市農地政策の経緯」では、P5の下から8行目の「2022年(令和4年)には」以降で、特定生産緑地制度について触れています。内容については、都市計画課と調整しています。

(3) 「4 都市農業振興基本計画」については、前計画から大きな変更はありませんが、都市農業の6つの機能を「5 都市農業の多様な機能」で新たに項目を作り、図を入れています。

4. 「第3章 藤沢市の農業」について

(1) 「1 藤沢市の農業・農地の役割」は、記載のとおりです。

(2) 「2 藤沢市の農業の現状」では、(1)土地の利用状況、(2)担い手の現状、(3)農地の状況、(4)市民の農業への理解醸成の4点をあげています。(2)担い手の現状の表3-2「令和2年度農業就農者数」並びに、(3)農地の状況及び表3-5「令和2年度経営耕地面積」は農林業センサスの数字が確定次第修正する予定です。

(3) 「3 これまでの主な取組」では、前計画の第5章であげていた「6つの機能を発揮するための取組」の主な実績を入れています。(数値化できるものを入れています。)

(4) 「4 藤沢市の農業の課題」では、6つの課題をあげています。

- ① 農業者の高齢化と担い手不足
- ② 農業経営の安定化の推進
- ③ 農地の保全及び生産基盤施設の機能の保全
- ④ 地産地消の推進
- ⑤ 都市農業に対する理解の醸成
- ⑥ 環境保全に配慮した農業の推進

5. 「第4章 新たな藤沢市の農業の将来像と基本方針」について

- (1) 「1 藤沢市の農業の将来像」では、目指す将来像のテーマ「(仮) 守り、育み、次世代につなぐ、魅力ある都市農業」とし、基本理念を記載しています。

テーマは仮で設定していますので、ご提案があればお願いします。

- (2) 「2 基本方針」では、都市農地が持つ多面的な機能の活用を踏まえ、第3章であげた6つの課題にリンクさせる形で、6つの基本方針あげています。また、各基本方針に対し、SDGsの17の目標との関連性について、各ページの右上にアイコンをつけています。

① 「基本方針1 農業者及び担い手の育成・確保の推進」について

目標値は、「新規就農者の支援・育成」、「援農ボランティア登録者数」、「農福連携促進事業の実施件数」の3点をあげています。設定内容は次のとおりです。

また、主な取組の5「デジタルテクノロジーの導入の支援」の中で、農業のデジタルフォーメーション(DX)の考え方を取り入れています。

【新規就農者数】

本市が平成26年9月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、年間10人以上の新規就農者の確保を目標としているため、整合性を図っています。

なお、目標値は新規参入者のほか、自営就農者(親元就農)等も含めています。

【援農ボランティア登録者数】

毎年10人増やしていく設定をしていますが、毎年10人程度の登録解除希望者がいるため、実際には、20人ずつ増やしていくことを想定しています。

【農福連携促進事業の実施件数】

令和4年度には6件の実施を予定しています。以降、毎年1件ずつ増やしていき、10件を維持していくことを目標にしています。事業のニーズを把握しながら、必要に応じて件数を増やしていきます。

② 「基本方針2 農業経営の安定化に向けた取組の推進」について

目標値を「かながわブランドへの登録件数」としています。現在、水産物を含め、18件が登録されており、毎年1件増やしていくことを目標にしています。登録数を増やすことで、農産物の安定生産や付加価値のある農産物の生産を図り、競争力のある農産物の産地づくりを推進していきます。

また、主な取組の5「デジタルフォーメーション(DX)の推進」の中で、農業のデジタルフォーメーション(DX)の考え方を取り入れています。

- ③「基本方針3 農地保全と農業生産基盤整備の推進」について
目標値を「水田保全事業補助対象面積」とし、10年後も現状維持を目標にしています。
- ④「基本方針4 農産物の安定供給と消費拡大に向けた地産地消の推進」について
目標値を「学校給食における市内産青果物のシェア」としています。現状、18.2%をシェアしており、毎年1%増やしていくことを目標にしています。
- ⑤「基本方針5 都市農業の多面的機能の活用」について
目標値を「各種講座への参加人数」、「防災協力農地面積」の2点あげています。設定内容は次のとおりです。
なお、講座等の実施の現状値については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度中に事業が実施できなかったため、令和元年度の数値を現状値としています。

【各種講座への参加人数】

現在実施している「地産地消講座（定員60人）」、「食育講座（定員20人）」、「援農ボランティア養成講座（定員40人）」の定員の合計数を目標値にしています。できるだけ多くの方に参加していただくため、ニーズに応じて新たな講座や定員の拡大を検討していきます。

【防災協力農地面積】

特定生産緑地への移行にともない、生産緑地の防災協力農地については、現状値から3割の減を見込んでおり、市街化区域内の生産緑地以外及び市街化調整区域内の防災協力農地は現状維持を目標にしています。

- ⑥「基本方針6 農業に関する環境施策の推進」について
現状値及び目標値については、確定でき次第入れる予定です。
また、主な取組の1「環境に配慮した農業の推進」の中で、みどりの食料システム戦略の考え方を取り入れています。

6. 「第5章 計画推進のために」について

昨年度、計画の策定を見送ったため、計画の中に令和3年度を取組が反映されていませんが、本計画において、令和3年度の実績も含め、進行管理を行っていきます。

以上